

資 料 作 成 費

支払日	内 容	金 額 (円)	領収書No.
4/20	パソコンレンタル料	9,048	①
5/20	パソコンレンタル料	9,048	②
6/12	プリンターインク	4,140	③
計		22,236 円	

合 計	22,236 円
-----	----------

レンタル契約書(改定)

日本共産党（以下、「甲」という。）と株式会社ユアブレーン（以下、「乙」という。）との間の賃貸契約（以下、レンタル契約という。）について、レンタル物件ご利用の際には、下記の条項をご了承いただくものといたします。

第1条（レンタル物件）

- 乙は甲に下記記載のコンピューター（以下「物件」という）を貸借（以下「レンタル」という）し、甲はこれを借り受けます。
 - ・FUJITSU ESPRIMO D583/KX デスクトップパソコン 1台
 - ・アイデータ LCD-DF241EDW 23.8型ワイド液晶ディスプレイ 1台
 - ・ブラザー工業 DCP-J572N インクジェット複合機 1台
 - ・プリンタケーブル 1本
 - ・Wi-Fiルーター 1台

第2条（レンタル期間）

- レンタル期間は下記記載のとおりとします。
【開始日】2019年5月20日～【終了日】2020年6月19日 13か月間
- レンタル期間の延長はレンタル期間が満了する7日前迄にお申し出ください。

第3条（レンタル料）

甲は乙に対して、レンタル料 8,176 円（税抜）を乙指定の口座に毎月 20 日前払い、振込手数料は甲の負担で振込みます。

第4条（物件の保管場所）

山口県周南市岐山通1-1
周南市役所 5階 日本共産党会派室

第5条（担保責任）

- 乙は甲に対して、物件の引渡時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。
- 甲が乙に対して、物件の引渡日後2日以内に書面により物件の性能の欠陥を通知しなかったときは、物件は正常な状態を備えて引き渡されたものとします。
- 甲の責によらないで生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合には、乙は物件を修理しまたは取り替えます。この場合に、甲に対して損害賠償の責を負いません。

4. 乙は、前項に規定する以外には物件が正常に作動しないことに関して責任を負いません。

第6条（物件の保管・使用・維持）

1. 甲は、物件の保管・使用にあたり、善良なる管理者の注意をもってこれを取扱うものとし、なお、物件の保管・使用・維持に要する消耗品代その他の費用は甲が負担します。
2. 甲は、乙の事前の書類による承諾なくして物件の設置場所を移転したり、物件の改造・加工等をしないことは勿論、第三者に対する貸借権の譲渡または物件の転貸をしません。
3. 物件自体またはその設置・保管もしくは使用によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償します。
4. 甲は、物件を譲渡または物件に担保権を設定する等、乙の権利を侵害する一切の行為をしません。

第7条（プログラムの複製等の禁止）

1. 物件の全部または一部にプログラムが含まれる場合、甲はそのプログラムに関して次の行為をしません。
 - (1) 有償である無償であるを問わず、プログラムの全部または一部を第三者に譲渡もしくはその再使用权を設定し、または第三者に複製を使用させること。
 - (2) プログラムの全部または一部を複製すること。
 - (3) プログラムを変更または改作すること。
2. 甲は、乙または乙の代理人からプログラム機密保持のために必要な措置を求められたときはこれに従います。
3. 甲は、プログラムの保管または使用に起因して損害が発生した場合には、一切の賠償責任を負います。

第8条（物件の滅失、毀損）

1. 物件の返還までに生じた物件の滅失、毀損または物件の返還不能についての危険は、天災地変その他原因のいかんを問わずすべて甲が負担します。ただし、通常の損耗は、この限りではありません。
2. 物件は滅失（修理不能または所有権の侵害を含む）した場合、または物件が返還不能になった場合には、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払います。
3. 物件が毀損（所有権の制限を含む）した場合には、甲は自己の費用で物件を完全な状態に復元しまたは修理します。
4. 前3項の場合、甲は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル期間中はレンタル料の支払義務を免れません。なお、機器の修理期間分として当該機器の最低レンタル料金を請求致します。

第9条（解約）

甲は、レンタル期間中といえども、甲の申し出により物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解約することができます。ただし、この場合のレンタル料の精算は、請求書記載のレンタル料によらず、別途乙が甲に交付する乙所定の価格表（以下「価格表」という）に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済みレンタル料との差額を、物件の返還と同時に乙に支払います。

第10条（契約の解除）

甲が次の各号の一にでも該当した場合には、乙は催告、通知なくこの契約を解除することができます。この場合、甲は乙の債権の確保及び物件の保全等に要した費用に基づいて算出した解約日迄をレンタル期間とするレンタル料と支払済みレンタル料との差額を、損害賠償金として直ちに現金で支払います。

- (1) レンタル料の支払を1回でも遅延したとき。
- (2) 甲が支払を停止したとき。
- (3) 甲が破産、民事再生法、会社更生、整理等の申立をなし又は受けたとき。
- (4) 甲が事業の休廃止、解散したとき、その他信用を喪失したとき。
- (5) 故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- (6) その他本契約の各条項の一にでも違反したとき。

第11条（物件の返還）

1. この契約が期間満了により終了しまたは前項の規定によって契約が解除されたときは、甲はレンタル期間中に付加したデータを消滅させた上で、乙の指定する場所へ物件を甲の費用で直ちに返還します。
2. 前項の場合において、甲の責により物件を返還せず（滅失を含む）、または毀損した物件を返還したときは、甲は乙に対して代替物件の購入代価を支払うかまたは甲の費用で物件を完全な状態に復元しまたは修理します。
3. 甲が乙に対して物件の返還をなすべき場合にその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日までにつき、甲は1か月のレンタル料金に物件返還遅延期間の月数を乗じた損害金を、物件の返還日に乙に支払います。この場合1か月単位で計算し、日割計算はしません。

第12条（費用負担）

1. この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用は甲の負担とします。
2. 消費税額等（消費税額および地方消費税額）は、甲の負担とします。消費税額等が増額されたときは、甲は乙の請求により、直ちに増額分を乙に支払います。
3. 固定資産税および消費税等以外に物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に賦課され、または賦課されることのある租税公課は名義人のいかに拘らず甲が負担します。

4. 甲が前項による租税公課を乙が納めることになったときは、その納付の前後を問わず、乙の請求により直ちにこれを乙に支払います。
5. 甲がこの契約に基づく一切の債務の履行を遅延した場合、その完済に至るまで年14.6%の遅延損害金を乙に支払います。また、甲がみなし法人の場合は下記の代理人が直ちに乙に支払います。

第13条（合意管轄）

この契約についてのすべての紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とします。

2019年5月20日

(甲) 周南市岐山通1-1
周南市役所 市議会 日本共産党

(代理人)

周南市中畷町9-3

中村富美

(乙) 山口県周南市緑町2-13
株式会社ユアブレーン
代表取締役 坂井 周二

貼 付 欄

3



02-04-20 102 RT *8,993 カ)1777アレーン ①
 02-04-20 102 RT *55 カ)リテスウリヨウ

02-05-20 057 RT *8,993 カ)1777アレーン ②
 02-05-20 057 RT *55 カ)リテスウリヨウ

EDON
エディオン

領収書兼お買上明細

※エディオンカード会員さま※
 購入商品の長期保証が確認できます
 【エディオンメンバーズサイト】で
 パソコン↑↑検索↑↑携帯・スマホ
 この機会にご登録下さい！

発行日 2020年06月12日(金) 11:22
 店：00466 周南本店
 電話 0834-62-7111

No. 00466-001-843047 POS: 001
 取引種別：持帰

プリンタ消耗品
 プラザー
 LC3111-4PK 1 ¥4,140
 497776679203 ③ ¥4,140
合計金額 ¥4,140
 (10%対象
 (10%対象消費税 ¥376)

現金領収額 ¥4,140
 お預り ¥4,140
 (今回お預り金額 ¥2,000)
 お釣り ¥0

今回ポイント 19ポイント
 このポイントはエディオンカード・
 IDカード会員様のみ有効です。

利用可能ポイント 246ポイント

 予定ポイント数 0ポイント

※領収書は、すべて連番で付番し、重ならないように貼り付けてください。